

# アドプトフォレスト アストラゼネカの森 協定書

アストラゼネカ株式会社（以下「甲」という。）、岸和田市（以下「乙」という。）及び大阪府泉州農と緑の総合事務所（以下「丙」という。）は、丙のアドプトフォレスト制度に甲が参加し、乙の所有地において、別添「アドプトフォレスト アストラゼネカの森 活動計画書」（以下「計画書」という。）に基づき甲が行う活動（以下「森づくり活動」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

## （協定の目的）

- 第1条 甲は、第2条に規定する森林において、森づくり活動を実施することにより森林環境の保全に貢献するものとし、乙、丙は甲の活動に対し誠意をもって協力するものとする。
- 2 甲は、甲の役員・従業員およびその家族が森づくり活動に参加するにあたり要する用具等の費用を負担するものとする。

## （活動の対象とする森林）

- 第2条 この協定により、甲が森づくり活動を行う森林（以下「協定対象森林」という。）は、乙が所有権その他の使用収益をする正当な権利を有する次に掲げる対象区域に所在する。
- （1）土地の所在 岸和田市稲葉町
  - （2）面積 0.9ha
  - （3）対象区域 別添図面による

## （協定期間）

- 第3条 この協定の有効期間は、令和8年4月30日から令和13年4月29日までとする。
- 2 甲、乙、丙は、前項で定める協定期間満了後も引き続き協定を更新しようとするときは、協定期間満了までに、甲、乙、丙が協議の上、改めて所要の手続きをとるものとする。

## （活動の実施および保証の制限）

- 第4条 甲は、計画書に基づき、協定対象森林における森づくり活動を実施するよう努めるものとする。ただし、甲は、計画書に記載の活動計画の達成を保証するものではない。

(所有権)

第5条 対象区域の土地に植栽する造林木等の所有権は、地権者たる乙に帰属し、甲はその所有権その他いかなる物権も主張しないものとする。ただし、甲が乙から別に物権を認められたものについてはこの限りではない。本条の定めは、計画書又は森づくり活動の趣旨を踏まえて契約当事者間で合意する事項に従って、甲が、対象区域の土地、及び、その土地に植栽する造林木等、協定対象森林を利用することを妨げるものではない。

(指導及び助言)

第6条 乙、丙は、甲がこの協定に基づく森づくり活動を適切に実施できるよう指導及び助言等を行うものとする。

(広報)

第7条 甲、乙、丙は、契約当事者間で別途合意する事項及び第8条の規定の遵守を条件として、森づくり活動について、ウェブサイトへの掲載その他の方法による広報をそれぞれ行うことができる。

(個人情報等の取扱い)

第8条 甲、乙、丙は、本協定又は森づくり活動に関して知り得た相手方の技術上又は営業上の秘密情報、個人情報を秘密に保持し、相手方の同意がある場合を除き、第三者に開示又は漏洩しない。

2 甲、乙、丙は、秘密情報、個人情報をこの協定以外の目的に使用もしくは利用し、加工し、または改変しない。

3 本条の規定は、この協定の終了後も有効に存続する。

(信義誠実の義務)

第9条 甲、乙、丙は、信義に則って相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行しなければならない。

(その他の事項)

第10条 この協定の履行に必要な事項であって、定めのない事項、若しくは協定事項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、この証書を3通作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年4月30日

甲 アストラゼネカ株式会社  
代表取締役社長 アンドリュー・バーネット

乙 岸和田市  
市長 佐野 英利  
(まちづくり推進部 都市整備課 取扱い)

丙 大阪府 泉州農と緑の総合事務所  
所長 石田 芳則

# アドプトフォレスト活動計画書

## 1 森づくり活動の目的

竹林の適正管理を通じて森林生態系の健全化を促進すること

竹資源の循環的利用を推進し、森林から海域に至る広域的な自然環境の保全と地域における循環型社会の構築および温室効果ガス削減に寄与すること

地域住民・企業・行政の共創を通じて、地域循環共生圏モデルを形成し、発信すること

## 2 森づくり活動内容

伐採・整備・保全等による森林環境の維持管理

伐採竹を建材・土壌改善材等へ資源化し、持続可能な循環利用を促進すること

森林で得られる資源を活用し、海域の環境改善や生態系保全に寄与する取り組みを進めること

竹の炭化等を通じて炭素固定を行い、地域の脱炭素および気候変動対策に貢献すること

地域住民、児童、生徒、企業社員等の参加を促す交流・環境教育活動を実施すること

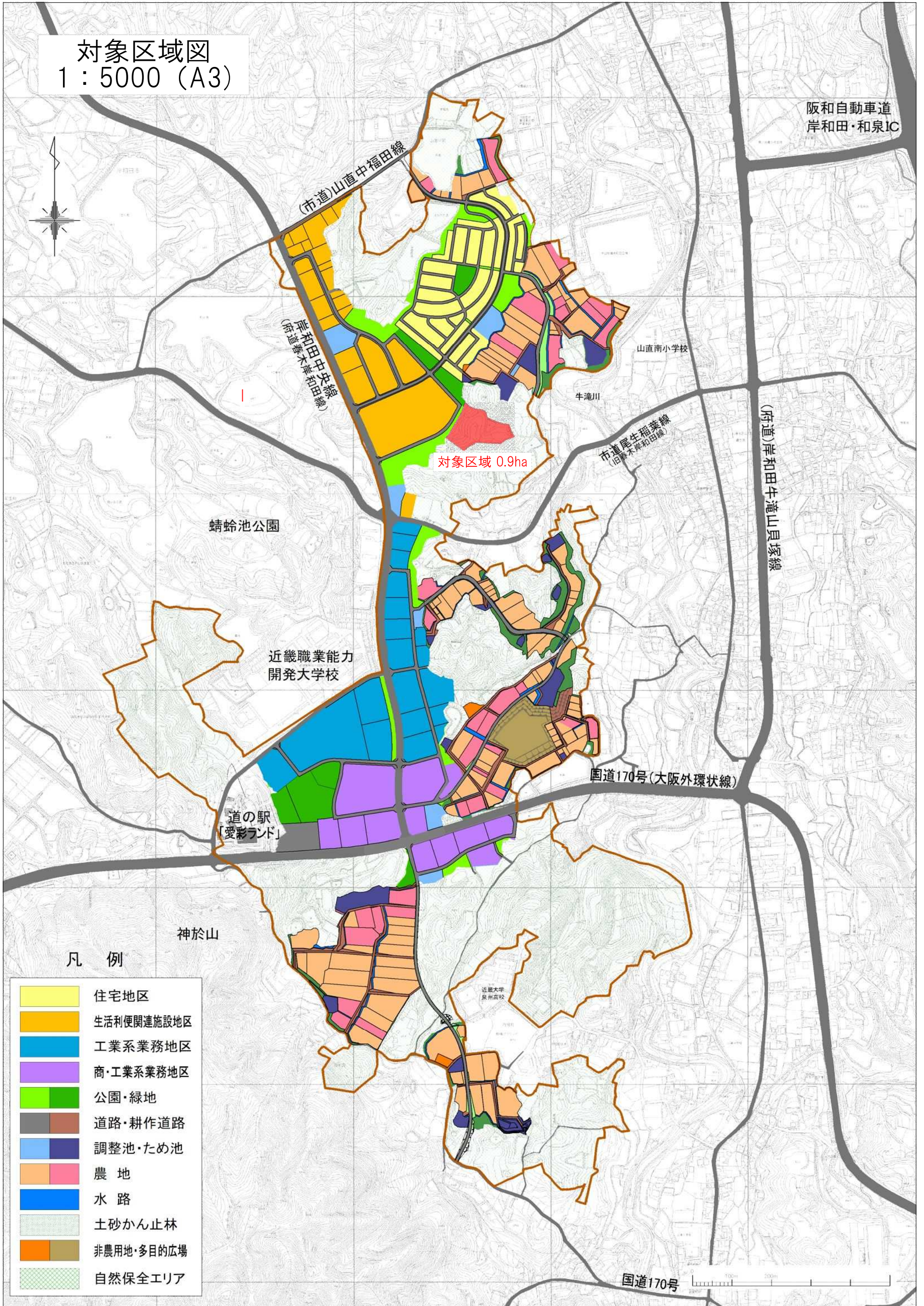
## 3 活動スケジュール

期間

令和8年5月～令和13年4月

## 4 活動位置図 別添のとおり

# 対象区域図 1 : 5000 (A3)



阪和自動車道  
岸和田・和泉IC

(市道)山直中福田線

(市道)岸和田中央線  
(市道)善木岸和田線

山直南小学校

牛滝川

対象区域 0.9ha

市道尾生稲葉線  
(旧善木岸和田線)

(府道)岸和田牛滝山貝塚線

蜻蛉池公園

近畿職業能力  
開発大学校

国道170号(大阪外環状線)

道の駅  
「愛彩ランド」

神於山

近畿大学  
泉州高校

## 凡例

- 住宅地区
- 生活利便関連施設地区
- 工業系業務地区
- 商・工業系業務地区
- 公園・緑地
- 道路・耕作道路
- 調整池・ため池
- 農地
- 水路
- 土砂かん止林
- 非農用地・多目的広場
- 自然保全エリア

国道170号

